

○木更津市建設工事の現場代理人常駐義務緩和に関する取扱要領

(平成27年2月27日決定)

改正 平成28年 6月 1日
令和 2年 4月 1日
令和 5年 4月 1日
令和 7年11月28日

(目的)

第1条 この要領は、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- (4) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (5) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の木更津市発注工事、国又は地方公共団体等（ただし、国又は地方公共団体等の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。
- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。
 - ア 兼任する工事は、すべて請負金額が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）であること。
 - イ 原則として、兼任する工事の現場は、市内にあること。
 - ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項5号に該当するものは件数に含めないものとする。

(3) 契約工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものに限る。）について、それらの工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が管理するものであるもの。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

（現場代理人兼任等の届出）

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、別記第2号様式により現場代理人兼任解除届を提出させるものとする。

4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注機関へその旨を通知するものとする。

5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

（現場代理人兼任届等の省略）

第3条の2 同一発注課の工事を兼任する場合は、一の工事における現場代理人兼任届等、又は現場代理人兼任解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

（現場代理人の責務）

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日）

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日）

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

現場代理人兼務届

年 月 日

木更津市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

次のとおり、現場代理人を兼務することとしましたので届け出ます。

なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
本 件 工 事	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	
兼 任 と な る 他 の 工 事	発注機関 工事担当課(室)	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	

※ 添付書類

1. 兼任する他の工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
2. 兼任する他の工事の主任技術者等選任通知書（写）又はこれに相当する書面
3. 専任技術者一覧（写）

注1 契約金額が500万円未満の工事であっても、現場代理人を兼任する場合は、届出の対象となることに留意すること。

注2 「兼任となる他の工事」欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

注3 「兼任となる他の工事」が追加となる場合は、兼任となる工事をすべて記載したうえで、改めて提出すること。

現場代理人解除届

年 月 日

木更津市長

様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

次のとおり、現場代理人を解除することとしましたので届け出ます。

工 事 名	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
解除理由	<input type="checkbox"/> 本件工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）